

65歳以上の年金受給者で、

「町民税・県民税」を納税されている方へ



平成21年度より、公的年金にかかる町民税・県民税を、公的年金から特別徴収する制度が導入されています。

今年度から 新規対象となる方

1月1日から引き続き伊奈町に住所があり、4月1日時点で65歳になられた方で、公的年金から介護保険料が特別徴収されている方は、10月から町民税・県民税の公的年金からの特別徴収が開始されます。（納税通知書の「年金分特別徴収税額」欄に金額が載っている方）

昨年度から 対象となられた方

前年度から、公的年金からの特別徴収の対象となり、年度の途中で特別徴収が停止にならず、仮徴収が行われた方は、引き続き特別徴収となります。

仮徴収税額は、本年度の町

民税・県民税額が確定する前に、前年度の最後（本年2月分）の税額と同額を、本年4・6・8月分から仮に徴収するものです。本年度の税額決定後、仮徴収で納めていただいた額の残りを、本年10・12月・翌年2月分で特別徴収させていただきます。

対象者

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、伊奈町に介護保険料を納めている方のうち、前年中の年金所得にかかると町民税・県民税の納税義務のある方です。

ただし、次の方は対象となりません。

介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方

特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の方

当該年度の特別徴収税額が、老齢基礎年金等の額を超える方

1月1日以降に町外へ転出した方

対象となる年金

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、退職年金などを含むすべての公的年金の所得に係る住民税が、老齢または退職を支給事由とする公的年金（老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等）から特別徴収されます。

（障害年金や遺族年金は、特別徴収の対象になりません。）

対象とならないもの

公的年金以外の所得に対する町民税・県民税は、今までどおりの方法で納めていただきます。

すでに、納税通知書により特別徴収額をお知らせしている方でも、7月以降に他市町村への転出・税額の変更・年金の支給停止・介護保険料の特別徴収が中止された場合などは、特別徴収が中止になり、普通徴収により納めていただくこととなります。

2 ④ 税務課町民税係内 215

ALT's News World No.17

このコーナーは、小・中学校で英語を指導するALT 3名が毎月交替で担当します。

Aloha! It is fully Autumn now. In Japan, autumn is a season of cooler weather and beautiful colors. In Hawaii, we don't have a true autumn. The temperature is always around 27 degrees. However, autumn is a very exciting season because it's the season for American football and surfing.

The American football season starts in September and ends in November. Football is the most popular high school sport in Hawaii and students go to watch their high school football teams play on Friday or Saturday night. Every game is like a party and about 3,000 people go to watch the games in my hometown.

Autumn also means the start of the surfing season. Starting in October, the surf in Hawaii starts to get bigger and bigger. When I was a school student, I used to get very excited during this time. When the surf season started, I would wake up very early to go to the beach. I would surf for about an hour, and then go to school. Those were very happy times.

See you next time.

アロハ！もうすっかり秋ですね。日本の秋は過ごしやすい涼しさと紅葉の季節ですが、ハワイには実際のところ秋といえる季節はありません。この時期も気温は常に27度ぐらいあります。それでも、秋はとてもワクワクする季節なのです。なぜなら、アメリカンフットボールとサーフィンの季節だからです。

アメリカンフットボールのシーズンは9月から11月です。ハワイの高校生に一番人気のあるスポーツはアメリカンフットボールです。金曜か土曜の夜には皆、自分の学校のチームの応援に行きます。試合はまるでパーティーのように盛り上がり、毎回私の地元では3,000人も人が観戦に行きます。

秋はまた、サーフィンの季節でもあります。10月から波は徐々に高くなっていきます。私が学生の頃はこの時期本当にワクワクしたものです。早朝からビーチに出かけ、1時間ほどサーフィンをしてから学校に行きました。本当にハッピーな時間でしたね。

それでは、また次回お会いしましょう。

お問い合わせは、教育委員会学校教育課 2531へ（ALT...Assistant Language Teacher）

第14回 宅地(保留地)公売

伊奈町中部特定土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を公売します。
今回、公売する宅地(保留地)は、8区画で、伊奈中央駅から徒歩4分~7分になります。
保留地:土地区画整理事業により新たに生み出された土地のことをいいます。

公売説明会

日時:10月30日(土)・31日(日)
11月3日(祝)・6日(土)・7日(日)
いずれも10時~16時

場所:役場中2階ホール

平日も都市整備課にて説明します。

申込受付

受付期間:10月30日(土)~11月10日(水)

	土・日曜日、祝日	平日
受付時間	10時~16時	8時30分~17時15分
受付場所	役場中2階ホール	役場1階 都市整備課区画整理担当

抽せん日 11月14日(日)10時~

公売方法 公開抽せん方式

公売区画 8区画

用途地域

第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%、容積率80%)

第1種住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)

申込資格

・自己の建築物を建築する方(法人も可)

詳細は町ホームページ
でもご覧いただけます。



問 都市整備課 区画整理管理係

☎048-721-2111(内2442・2443)

~平成22年度~

第14回 宅地(保留地) 公売一覧

1坪は、3.30578㎡で換算

番号	面積(㎡)	面積(坪)	単価(円/㎡)	単価(千円/坪)	価格(円)
	316.01	95.59	70,500	233	22,278,705
	317.12	95.93	74,600	247	23,657,152
	244.03	73.82	85,400	282	20,840,162
	307.09	92.89	86,200	285	26,471,158
	215.87	65.30	59,600	197	12,865,852
	136.02	41.15	71,300	236	9,698,226
	252.91	76.51	69,400	229	17,551,954
	302.45	91.49	67,500	223	20,415,375

伊奈町中部特定土地区画整理事業 第14回 宅地(保留地)公売案内図



から は保留地番号です。